

御代田町新エネルギー導入奨励金交付要綱

平成18年3月15日

告示第8号

改正 平成20年3月30日告示第4号

改正 平成21年 月 日告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御代田町が地球温暖化防止策の一環として推進している新エネルギーの導入に対し、町内の住民が自ら新エネルギー設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、御代田町補助金等交付規則（昭和50年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励金とは御代田町の住民が新エネルギー設備の導入を行ったことに対し交付するものである。
- (2) 交付の対象となる新エネルギー設備は次に掲げる設備とする（以下「対象設備」という。）。
太陽光発電設備
太陽熱利用設備
小型風力発電設備
小水力発電設備
クリーンエネルギー自動車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車）
小型ハイブリッド照明電源（太陽光発電と風力発電を組み合わせた照明用電源）
天然ガスコージェネレーション設備
上記に類する設備で町長が認めたもの
- (3) 購入額は購入時の領収書等で金額を証明できる額とする。ただし、一世帯1項目ごと1件とする。

(交付対象者及び対象設備の設置場所)

第3条 太陽光発電設備、太陽熱利用設備又は天然ガスコージェネレーション設備を取得し奨励金の交付を受けることができる者は、町内に住民登録し、起居し若しくは居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）に対象設備を設置した者とする。

- 2 クリーンエネルギー自動車を取得し奨励金の交付を受けることができる者は、町内に住民登録し、町内に起居し、町内に駐車場を保有するか町内の駐車場を借用している者とする。
- 3 小型風力発電設備、小水力発電設備又は小型ハイブリッド照明電源を取得し奨励金の交付を受けることができる者は、町内に住民登録した個人とし、設備の設置場所は町内であって当該個人が使用許諾権を得ている場所に設置していることとする。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、対象設備の購入費用(A)に対し該当する計算式で算出された金額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、太陽光発電設備については購入費用に関わらず発電能力1kW当り30,000円とする。

- 2 ~~奨励金の上限は10万円とする。ただし、国・県・その他機関の補助金を受け取る場合の奨励金の額は2分の1とし、上限は5万円とする。~~

対象設備の金額（A円）	奨励金額（円）
200,000以上～1,000,000未満	$0.05 \times A$
1,000,000以上～2,000,000未満	$A \times 0.04 + 10,000$
2,000,000以上	$A \times 0.03 + 30,000$

(奨励金交付の有効期間)

第5条 この奨励金は、平成18年4月1日から平成22年12月31日までの期間に、対象設備に係る設置工事が完了し、購入代金を完納したことが証明される対象設備に対して支給する。

(奨励金交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備に係る設置工事完了後に、奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
 - (2) 対象設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- (交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の奨励金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して奨励金の交付の可否を決定し、かつ奨励金額の確定を行い、奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 交付申請書に疑義があるときは申請者に連絡して疑義を明確にした後、交付を拒否する場合は理由を通知するものとする。

(奨励金の交付及び交付請求書)

第8条 前条の規定により奨励金の交付請求があった場合は、交付請求のあった日から1か月以内に奨励金を交付するものとする。

(協力)

第9条 町長は奨励金交付者に対し、必要に応じて対象設備の使用に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年 月 日告示第 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

様式(省略)